

議案第 9 1 号

羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する 条例の一部を改正する条例

羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 1 7 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（法第 3 4 条第 1 1 号の規定による区域の指定）</p> <p>第 3 条 法第 3 4 条第 1 1 号の規定により指定する土地の区域は、次に掲げる基準に基づき市長が指定する土地の区域とする。ただし、法第 1 1 条第 1 項に規定する都市計画施設の区域は、含まないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 区域内の排水路その他の排水施設が、その区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって区域及びその周辺の地域に<u>溢水</u>等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。</p> <p>(4) 区域の境界は、原則として、道路その他の施設、河川、<u>崖その他</u>の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めることとし、これに</p>	<p>（法第 3 4 条第 1 1 号の規定による区域の指定）</p> <p>第 3 条 法第 3 4 条第 1 1 号の規定により指定する土地の区域は、次に掲げる基準に基づき市長が指定する土地の区域とする。ただし、法第 1 1 条第 1 項に規定する都市計画施設の区域は、含まないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 区域内の排水路その他の排水施設が、その区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって区域及びその周辺の地域に<u>溢水</u>等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。</p> <p>(4) 区域の境界は、原則として、道路その他の施設、河川、<u>がけその他</u>の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めることとし、これ</p>

より難しい場合には、町界、字界等によること。

2・3 (略)

(法第34条第12号の規定により定める開発行為)

第5条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第51条ただし書(同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた建築物(都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)第21条第20号から第23号までに規定するものを除く。)又は第一種特定工作物を建築し、又は建設する目的で行う開発行為

(7)・(8) (略)

2～5 (略)

(令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)

第6条 令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当

により難しい場合には、町界、字界等によること。

2・3 (略)

(法第34条第12号の規定により定める開発行為)

第5条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域における第2号から第8号までに掲げる開発行為は、この限りでない。

(1)～(5) (略)

(6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第51条ただし書(同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた建築物(令第21条第20号から第23号までに規定するものを除く。)又は第1種特定工作物を建築し、又は建設する目的で行う開発行為

(7)・(8) (略)

2～5 (略)

(令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)

第6条 令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物又は第1種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当

と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 前条第1項第2号から第7号までに掲げる開発行為に係る建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

(3)・(4) (略)

と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設として定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域における第2号から第4号までに掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 前条第1項第2号から第7号までに掲げる開発行為に係る建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設

(3)・(4) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請される都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第35条の2第1項の規定による許可について適用し、同日前に申請されたこれらの規定による許可については、なお従前の例による。

令和3年11月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明